

令和5年度 海外姉妹都市派遣生募集要領

～姫路市の中高生の皆さんへ～

海外姉妹都市青少年交流事業は、次代の国際交流の担い手を育てることを目的として、昭和55年に姉妹都市アメリカ・フェニックス市に10名の高校生を派遣したことから始まりました。これまでに、世界7か国の6都市1城に1,385名の姫路市の中高生が派遣されています。また、各姉妹都市からも中高生の受入を行い、日本文化体験をはじめホームステイによる市民レベルの交流が行われています。

派遣生は、姫路市を代表する親善大使として、各姉妹都市でホームステイをしながら姉妹都市主催の公式行事や文化体験など、さまざまな交流活動に参加します。派遣生OB/OGの中には、姉妹都市での貴重な体験をもとに、様々な分野で活躍している方がたくさんいらっしゃいます。

姫路市においてもグローバル化が進み、海外を身近に感じるが多くなっています。先入観や偏見を持つことなく、異文化を理解することが重要になってきている今、親善大使として姉妹都市を訪れ、未来を切り開いてみませんか？

ちゃんうおん けいしょうなんどう
昌原市（大韓民国・慶尚南道）

姫路から一番近い姉妹都市、昌原。東南広域経済圏第一の成長拠点としてさらなる発展が期待されています。滞在中は、昌原市の観光名所や施設見学のほか、韓服や韓国料理などの伝統文化も体験します。ホスト生徒も一緒にプログラムに参加し、覚えたての韓国語や英語、日本語で会話をしながら、言葉を越えた友情を育みます。また、お互いの芸能、文化にも関心が強く、共通の話題で盛り上がります。



フェニックス市（アメリカ合衆国・アリゾナ州）

フェニックス市は、アメリカ南西部アリゾナ州の州都、全米第6位の大都市です。夏には40度を超える日が続くこともありますが、湿度は低く、年間300日を超える快晴に恵まれます。市内には芸術・文化施設も多く、メジャーリーグチーム・ダイヤモンドバックスの本拠地もあります。滞在中、様々なイベントに参加しながら、世界中から集まるフェニックス市の姉妹都市の高校生との交流を深め、多様な価値観に触れることができます。



お問い合わせ先 公益財団法人 姫路市文化国際交流財団（国際交流担当）

〒670-0012 姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

Tel : 079-282-8950 Fax : 079-282-8955

E-mail : info-iec@himeji-iec.or.jp

1 目的

姉妹都市でのホームステイ・交流の体験を通して、異なる文化を理解し、お互いの違いを認めながら共生できる青少年を育成する。

2 主催 公益財団法人 姫路市文化国際交流財団

3 対象者

(1) 姫路市内に住所を有する中高生

※日本国籍でない中高生で応募を検討している方は、事前にご相談ください。

(2) 保護者の承諾があり、心身ともに健全な中高生

(3) 過去、当財団の事業により姉妹都市・域に派遣された経験のない者

(4) ホストファミリーとして姉妹都市からの生徒を性別の区別なく受け入れできる者。フェニックス市に派遣を希望する高校生については、学校での受け入れについて学校長の了解が得られる者。 ※先方の派遣生応募状況によっては、相互派遣とならない場合があります。その場合、当財団と先方との協議によりペアを決定します。

※フェニックス市は6月、昌原市は12月に受け入れを予定しています。

4 派遣コース（派遣期間は姫路発着日を表しています。日程は変更する場合があります。）

(1) 昌原(ちゃんうおん)市コース

募集人数 中学生 10名

① 派遣期間 令和5年7月25日(火)～7月31日(月) 7日間(予定)

② 参加者負担金 未定 渡航費用の2/3(参考:2019年度負担金額29,000円程度)

(2) フェニックス市コース

募集人数 高校生4名(男子生徒1名、女子生徒3名)

① 派遣期間 令和5年7月22日(土)～8月7日(月) 17日間(予定)

② 参加者負担金 未定 渡航費用の2/3(参考:2019年度負担金額161,000円程度)

※渡航費用については、財団が1/3を助成します。旅券取得、ビザ、電子渡航認証システム、海外旅行傷害保険、電話代等の個人的経費を除きます。参考金額は過去の実績です。燃油料金等が大幅に上昇していることから、令和5年度は大幅な変動が予想されます。

※合格発表後の辞退はできません。

※両都市2名以上からの派遣となります。派遣生が1名となった場合は、その都市への派遣はありません。

5 選考試験申込手続

(1) 必要書類

①	派遣プログラム参加申込書	所定のもの。写真を貼ること。 誓約書/同意書には署名・押印が必要。
②	作文用紙	所定のもの。
③	試験結果通知用封筒(長3)	郵送先(自宅住所)を明記し、84円切手を貼ること。
④	学校長推薦状※	学校に作成を依頼すること。
⑤	学校受入承諾書※	学校に作成を依頼すること。(フェニックス市コースのみ)

※派遣生募集要領、派遣プログラム参加申込書(誓約書/同意書)及び作文用紙は、4月1日以降、学校のほか、姫路市国際交流センター、姫路市役所市政情報センター等において入手できます。

※④⑤は市内各学校に所定の様式を送付しています。

学校に書類が届いていない場合は、当財団に問い合わせの上、入手してください。

※各学校に用意していただく書類は作成に時間がかかる場合もあるので、早めに国際理解担当の先生に依頼してください。

(2) 受験申込受付

申込方法	必ず受験者本人が必要書類①～④を全て持参してください。(フェニックス市コースの受験者は⑤も持参してください。) 受付時に簡単な質問をします。 ※書類に不備があった場合、受験できないことがあります。
申込先	公益財団法人 姫路市文化国際交流財団 国際交流担当 〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階
受付	令和 5 年 4 月 21 日 (金) から 30 日 (日) まで 月曜日から金曜日は 13:00～17:00 土曜日と日曜日は 9:00～17:00 ※12:00～13:00 を除く

6 選考方法 (姫路市文化国際交流財団の選考試験によります)

(1) 筆記試験

日 程	令和 5 年 5 月 7 日 (日) 中学生 受付 10:00～10:30 選考試験 10:30～12:00 (予定) 高校生 受付 13:30～14:00 選考試験 14:00～15:30 (予定)
場 所	姫路市国際交流センター (イーグレひめじ 4 階) セミナー室 A (姫路市本町 68 番地 290)
持 参 物	筆記用具 (鉛筆・消しゴム)
受 験 料	無料
内 容	英語 約 45 分 (択一形式 65 問、うち聞き取り 30 問)

(2) 面接試験

日 程	令和 5 年 5 月 21 日 (日) ※時間など詳細は筆記試験日にお知らせします。
場 所	姫路市国際交流センター (イーグレひめじ 4 階) セミナー室 A
内 容	面接 (英語及び日本語) ※英語面接の課題は派遣プログラム参加申込書提出の際に通知。

(3) 最終選考結果

筆記試験と面接試験の結果を総合し、合格者を決定。5 月下旬に受験者全員に通知。

7 選考基準 (選考にあたっては以下の適性を判断します。)

- ・姫路市の代表としての自覚があり、姉妹都市との国際親善を積極的に努めることができる。
- ・国際関係や異文化に興味があり、理解しようとする姿勢を持つ。
- ・姫路や日本の概要、文化・習慣等について正しい知識を持ち、相手に理解されるよう説明する能力と意欲がある。
- ・集団行動ができる協調性と基本的社会生活が送れるマナー・礼儀を備えている。
- ・ホストファミリーに感謝の気持ちを持って接することができる。
- ・ボランティア精神を有し、その活動に興味と関心がある。
- ・姉妹都市派遣を通じて、姫路市の国際化に貢献する意識を有する。

8 試験結果の開示

試験の結果については、公益財団法人姫路市文化国際交流財団個人情報保護規程第18条により、所定の書面で開示請求することができます。

対象は不合格者です。事前連絡の上、受験者本人または保護者が写真付身分証明書をイーグレひめじの事務所に持参した場合のみ、開示します。開示内容は総合順位のみとし、開示期限は合格発表の日から1か月とします。

9 合格後の流れ（日程は変更になる場合があります。）

研修日程（予定）		昌原市	フェニックス市
派遣前	手続き説明会※・第1回事前研修	5/28（日）	
	第2～5回事前研修	6/11（日）、6/25（日） 7/2（日）、7/9（日）	6/4（日）、6/11（日） 7/2（日）、7/9（日）
	出発前説明会※	7/2（日）	
派遣期間		夏休み期間中	
派遣後	第1回事後研修	8月初旬	8月中旬
	第2回事後研修	8/26（土）	8/26（土）
	報告会	8/27（日）	

※手続き説明会と出発前説明会には保護者にも参加していただきます。

※上記の日程以外にも、必要に応じて来館していただく場合があります。

10 その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 各コースの定員に達していない場合でも、応募者が選考基準を満たしていない場合は不合格とします。
- (3) 派遣生の受入家庭はボランティアです。両コースとも相互受入となります。ただし、先方の派遣生応募状況によっては、相互受入とならない場合があります。
- (4) 昌原市へは引率者が同行します。フェニックス市への引率はありません。
- (5) 派遣生の疾病、アレルギーなどに対応できない場合があります。
- (6) 派遣生は、姉妹都市の概要や派遣生の心得を学ぶための事前研修、体験を報告するレポート作成等の事後研修、市民の方々に体験を発表する報告会への参加が必須です。特別な理由無く研修等に参加しない生徒については、プログラムに適さないと判断する場合があります。
- (7) 派遣プログラムの中で撮影した写真は、財団および関係機関のウェブサイトやSNSに掲載したり、チラシやポスターに使用したりする場合があります。あらかじめご了承ください。
- (8) 派遣後に作成する報告書の著作権は当財団に帰属します。
- (9) 派遣生には、帰国後に当財団が主催する国際交流に関する行事等において、必要な時はボランティアとして協力していただきます。
- (10) 世界情勢の変化、その他やむを得ない事由により、派遣研修の安全かつ円滑な実施が不可能と当財団が判断した場合、変更または中止になる場合があります。また、派遣中の安全に関してはさまざまな対策を講じますが、必ずしも安全が保障されるものではありませんので、よくご理解の上ご応募ください。
- (11) 海外姉妹都市への派遣は、新型コロナウイルスが感染法上の「5類」に分類される前提で実施を予定しています。「5類」への移行が遅れた場合は、実施を取りやめることがあります。